中国における会社の住所・登記事項の変更

手続き・期限・罰則

30日

決議日から — SAMRへの変更登記申請の期限

1万〜10万元

是正命令後も是正しない場合の過料

他都市への移転は、会社の閉鎖ではない

誤解

都市をまたぐ移転には清算と新規設立が必要

事実

法人格は維持され、変わるのは管轄だけ

仕組み

- 移転先のSAMR登記機関に申請する
- 実際の移転前に申請する
- 移転元の登記機関は登記書類を留め置くことができない

市場主体登記管理条例 第27条

結論

重要なのは「移転できるか」ではなく、6つの機関でどの順序で登記事項を更新するか

VITA LIBERTA™

SAMRで変更する事項

営業許可証（营业执照）の記載事項

商号 | 登記住所 | 法定代表者（法定代表人） | 登録資本金 | 経営範囲

期限とルール

- **30日**以内：出資者の決定日から起算（第24条）
- 申請書には**法定代表者**が署名。交代の場合は新任者が署名（会社法（2024年施行）第35条）

リスク

未登記の変更は善意の相手方に対抗できない（第34条）。登記簿に残っている前任の代表者が署名した契約は、無効を主張できない

住所変更：すべてはSAMR登記機関の管轄区域で決まる

シナリオ1：新住所が同じ登記機関の管轄内

- 決議書 + 物件の使用権を証明する書類 + 申請書
- 営業許可証の差し替え（第28条）
- 北京では「e窗通」プラットフォームでオンライン申請

シナリオ2：別の区・市・省

- 移転前に移転先の登記機関へ申請する
- 登記書類は登記機関の間で支障なく移管される（SAMRの弁法、2025年3月20日施行）
- 移転元の登記機関への手続きは不要

よくある失敗

先に賃貸契約と従業員の移動を済ませ、その後で登記機関を探す。その間、会社は登記住所以外で営業していることになる

STA通知第38号に基づく税務移転

2024年9月1日施行

税務機関が納税者を引き留めるために追加条件を課すことは禁止されている

会社とともに引き継がれるもの

- 納税信用等級
- 増値税一般納税者資格
- 未控除の仕入増値税額
- 繰越欠損金
- デジタル発票（数电发票）の発行限度額

2つの絶対的な障壁

- 進行中の税務調査
- 未納の税金・延滞金・罰金

期限

- 商号または代表者の変更：SAMR変更後30日以内
- 省内移転：電子税務局で確認
- 省外移転：省間移転報告

営業許可証の後：更新の連鎖

ワンストップサービス

「企業情報変更」：SAMRのデータは公安、税務などの機関へ自動送信される。対象となる手続きは省により異なる

印章

商号変更時は新たに作製し、旧印章は廃止。印影をPSBのシステムに登録

銀行

5営業日以内に届出

税関

30日以内に申告者情報を更新

外貨登記

指定銀行を通じて手続き

MOFCOM

個別の届出は不要。報告はSAMR経由で送信される

登記事項の更新期限：一覧表

機関	期限	リスク
SAMR	決議から30日以内。登記機関が変わる場合は移転前	起算日は議事録の日付。移転日ではない
税務（STA）	SAMR変更後30日以内。移転の場合は税務移転	税務調査や滞納があると移転できない
銀行	5営業日	商号変更で口座名義が変わる
税関	30日	移転の場合は移転先の税関へ申請
社会保険	30日	全従業員の保険料に影響する

是正命令から営業許可証の取消しまで

違反	罰則	解消方法
SAMRへ変更を申請していない	是正命令、その後1万～10万元（約1,490～14,900米ドル）	命令の期限内に書類一式を提出する
税務情報が古い	2,000元以下。重大な場合は10,000元以下	税務機関で登録情報を更新する
登記住所で連絡が取れない	経営異常リストへの掲載	住所を登記し、リストからの除外を申請する

最も高くつくシナリオ

経営異常リスト掲載＋2年間の年次報告未提出＝営業許可証の取消し

年次報告：1月1日～6月30日

登記事項の変更：業務を止めない戦略

1

議事録と住所の確認

賃貸契約はSAMR登記機関の確認後に締結する

2

SAMR提出書類

議事録と並行して準備する。期限は署名日から起算

3

チェックポイントは20日目

書類は提出済みで、登記機関からの指摘に対応する余裕がある

4

税務移転

増値税の資格と欠損金を維持する

5

銀行・税関・印章

別スケジュールで管理。銀行は5営業日

結論

最新の登記が取引を守る。取引先、銀行、裁判所が拠り所にするのは登記である

CONTACTS

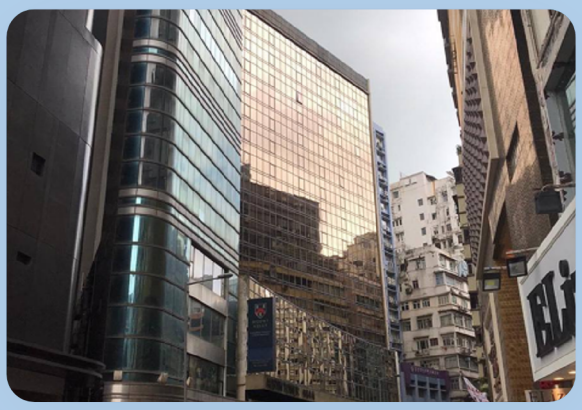
VITA LIBERTA LIMITED

www.vitaliberta.hk

Office room 68, 7/F, Woon Lee Commercial Building, 7 Austin Ave, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

+852 6841 6177

legal@vitaliberta.com



Hangzhou office (China):

Room 815, Building 3, Zhonghao Wangjiang International, No. 332 Wangjiang East Road, Shangcheng District, Hangzhou City

Direct line:

+86 130 7361 7169

VITA LIBERTA™